

平成29年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議録

1	開催日時	平成29年8月31日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上齊、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、土居智子、中村幸子、馬場孝道、福井正徳、松川茂雄、山田敦子、渡邊浩文
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> （1） 平成29年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2） 資料1-1～1-3 小平市地域包括ケア推進計画の策定について （3） 資料2 地域密着型サービス事業所の指定更新について （4） 資料3 小平市地域包括ケア推進計画平成28年度進捗状況について （5） 資料4 国有地における高齢者施設整備事業 事業者公募の結果について （6） 資料5-1、5-2 地域包括支援センターの活動実績 地域ケア会議について （7） 資料6 総合事業の事業者指定状況について （8） 事前質問の方法について
5	傍聴人数	2名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料1-1～1-3） （2） 地域密着型サービス事業所の指定更新について（資料2） 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 小平市地域包括ケア推進計画平成28年度進捗状況について（資料3） （2） 国有地における高齢者施設整備事業 事業者公募の結果について（資料4） （3） 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議について（資料5-1、5-2） （4） 総合事業の事業者指定状況について（資料6） 5 閉会

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議・検討事項

(1) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料1-1～1-3）

〔質疑応答〕

委員：九つの施策ですが、いわゆる期限があるわけで、目標管理、タイムスケジュールを作成する予定はあるのでしょうか。

事務局：施策の内容にもよるかと思います。国の指針等で目標が定められているものにつきましては、いついつまでにここまで到達するというような目標設定もあり得るかなというふうに考えております。

委員：施策ごとというざっくりしたものではなくて、例えば1の地域づくりは、住民の参加者をどのようにして増やしていったらいいか、あるいは住民の役割をどうしたらいいだろうか、そういったことの細かいことがこれから具体的に考えられると思うんですね。それらの項目を具体的にタイムスケジュールにのせて取り組む計画があるのかどうかをお聞きしたいんです。

事務局：特に、地域づくりの部分につきましては、今般の国のほうの法改正によりまして、計画の中に目標の位置づけというのが重要視されているということでございまして、特にこの地域づくりの数値的な目標についても、恐らく掲載する必要性があるのかなというふうに今のところは捉えているところでございます。

委員：後からまた出てくると思うんですけれども、いわゆる地域づくりなら地域づくりの、例えば先ほど国の方針、指針というお話もありましたけれども、前の運営協議会でも出たかもわかりませんが、いわゆる先進市の事例ですね、どういった考え方で、どのような手法で住民参加を募っていったのか、それを成功させたポイントが多分にあるわけです。我々、市民プラザこだいらという活動グループでは成功事例として三鷹とか武蔵野とかの近くの市、千葉の浦安市などの住民参加について学んでいます。小平市でもそういった成功事例を参考に取り組んで欲しい。先進市の事例というのは、国の方針とは違うけれども、我が市はこうやってやるんだという、一つの大きな方針が出されて、それに基づいて取り組んでいます。近年の国の政策もそういう成功事例を全国展開してもらいたいという方針にまで変わってきているわけです。ですから、ぜひ小平でも、他市からいろんなことを学ぶという考え方を取り入れていただきたいなというふうに思っております。

会長：これは恐らく次の第4章のところで、この柱に基づいて次は第4章の1-2のと

ころ、それから1-3の資料で具体的なものが挙がっているところなんですけれども、そちらのところ、細かなところでご意見をいただかなければいけないかなというところになってございます。今回の大きな変更といたしまして、九つの施策の柱にしたということで、まずこの柱の体系を見直したということと、それから、その柱の構成の部分等につきまして、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

委員：第4章の施策の取組の骨子案のところなんですけれども、関係資料というのがそれぞれ全部出ていると思うんですけれども、この関係資料がどの程度までどのようなのが出てくるのですか。

事務局：関係資料の内容につきましては、施策の内容によって多少変わってくる部分もあると思っておりますが、基本的にはデータの部分、背景となるグラフとか、そういったものを想定しているところでございます。

委員：見やすいような形で出てくるんですか。

事務局：はい、そのように考えております。

会長：資料のこれだけだと、柱だけになってしまうかと思うので、1-3、1-2、特にこの第6基計画と第7期計画を比較していただいたりしながら、いくつか変更が予定されていて、それがこの九つの柱にまとめられているという構成になっていると思って、その辺の対応関係等も見ながら、このあたりのところに少し力を入れたほうがいいんじゃないか、このあたりの問題についてはどういった事業が該当するのだろうか等をお願いいたします。

委員：市のオリジナルの事業ではありませんものですから、準備担当の皆さんも思い切ったことはしにくいんだろうなという感じは受けとめているわけですが、そういう中で体系そのものがシンプルにかつコンパクトにというような考え方をもって、わかりやすい形でこの計画書をつくられていると、そういう努力をされるんだろうなというふうなことは理解できるところでございまして、要はこういった計画についても市民の皆さんにいかに関わりやすく事業の理解をしていただいて、それからまた利用していただくということが、これ第一でございまして、そういった観点からシンプルに今計画をつくろうとされていることは、いいことなんだろうなというふうには思っております。それから、この中で、施策を推進するために実施する事業の取組、もっとより細かくまた議論が深められてくることかなと思いますけれども、この制度を支える人材育成について、これから取組について詳しく書いていただけることになるというふうにするんですけれども、市民の皆さんに幅広くお手伝いをいただくというような形は大変結構ですばらしいことだと思いますし、みずからのことだという認識を持っていただくのはいいことだというふうに思います。熱意のある皆さんの活動、行動、努力をいかに上手に取りまとめて、効果的にさらに活動していただくというようなこと

も非常に大切なことだというふうに思っています、市民の皆さんは、それは中には学問的に専門的にご理解をいただける方も、もちろんこれはいらっしゃると思いますが、一般的にはボランティアの皆さんでございます。行政等におられる専門的知識を持たれた職員の皆さんの育成と、これも大事なことでございまして、そういった市民の皆さんをどう取りまとめて具体的にいい事業に、わかりやすい事業にしていくかということが大切だというふうに思っております、特にこういった事業については行政を核にした専門的な幅広い動きに私は期待をしているところでございますので、そういったことも含めて、はっきり具体的にどうしろということとは申し上げる立場にはございませんけれども、そういった視点を持ちながら計画をつくっていただけると、市民にとってよりいいのかなと思います。

委員：九つの施策を説明されたときに、地域包括ケアシステムを念頭に置きながらというふうにご説明されたので、恐らく各々の施策について文章化されることになるかと思うのですが、前期の計画を見ますと、施策の柱が五つあって、そこからその柱に属する具体的な施策が書かれているというつくりになっていて五つの柱というのは実は地域包括ケアシステムの基本的概念でありそれに沿って施策が整理されているわけです。確かにこちらから出発すると非常にわかりにくい、逆に、実際の施策からアプローチするほうが市民には非常にわかりやすいし、分解すれば実際の施策になるかと思えます。だけど、同時に九つの施策を個別に追っかけていくと、全体の体系がわからなくなるということになってしまわないように、地域包括ケアシステムの基本的なコンセプトとのつながりを忘れないで、うまく文章の中でつながりを書いていただきたいという意見です。

会長：指摘のとおり、この五つの柱がそういったことを示して施策につながっていたという流れが前期の計画かと思えますので、そういったことを継承ということであればというご意見だったかと思えますが。

委員：そうですね、概念から出発するとわかりにくい、具体的な施策から出発したほうが非常にわかりやすくなるんですけど、同時にケアシステムという全体像がわからなくならないように書いてもらいたいということです。

事務局：地域包括ケアシステムの概念というところを施策の中でもイメージしながら当然、今おっしゃるところの施策の柱、五つの部分については、新たな九つの施策の中にも入っているところでございますので、その計画性では引き続き念頭に入れながら、表現してまいりたいと考えております。

委員：意見です。一番最初に生きがいづくりが書いてあるのは、とても疑問を持ちました。生きがいというのは個人的に自分でつくって年を重ねていくものではないかなと思うんですけど、高齢の老いを迎えた段階で生きがいをつくるということに、生きがいは自分でつくっていくものだと、生きてきた後にあるのではないかなと、

過去、今、そして未来と老いのかにそれがあつたのではないかなというので、個人的な意見ではこういう生きがいつくりまでしなくちゃいけないような状態になると、これから超高齢化社会になつて、地域のエネルギー、国のエネルギーというものが最後低くなるのかなという懸念をいたしました。

会 長：これは基本目標の基本にかかわる部分かなという気がします。

ご意見ということだったんですけど、事務局のほうから何か2の生きがいのある生活の支援についてありますか。

事務局：生きがいつくりは冒頭にきておりますが、今の計画の施策の第1点目ということ、あと、基本目標の中でも生きがいのある生活の支援ということでございますが、市の事業として、施策の中でできることとなりますと、限りがあるのかなという部分で、次の計画におきましては、例えば社会参加の促進でございましたり、あるいは地域づくりについて、そういう活動を支えていくという部分で、市のできる部分ということに記載していきたいというところで見直しをはかっているところでございますので、方向性としては委員のおっしゃるご意見と通じている形なのかなというふうに思います。

委 員：生きがいをつくらなきゃいけないのと、デイサービスのほうでボランティアをしたことがあるんですけども、そこでお年寄りの方が来られて、そうすると折り紙を今日はしましよつと、はい、これで色を塗りましよつと、さあみんなで今日は歌を歌いましよつと。私は何と申しますか、幼稚園のような、ちょっとさびしい感情を受けたことがあります。1件のお家に行つて、家事の支援とかのボランティアをしたときに、行かないというのは、そういうところに行きたくないというところが。だから子ども扱いつとか、そういうような扱いつと、この生きがいというのが、ちょっと重なつたりしたものですから、個人的な疑問が消えておりません。

会 長：ありがとうございます。それではいただいたご意見を踏まえつつというところかと思つたんですけども、恐らく次の委員会ではもう少し施策にちょっと具体的なところで、委員の皆様からのちょっとご意見をいただいでいくという形になつてくるかと思つたんですけども、いただいたご意見を踏まえまして、また事務局のほうで検討をお願いしたいと思つた。ありがとうございます。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

〔質疑応答〕

委 員：4ページと5ページの地域密着型通所介護で、よつばさんは、利用定員10名、ケアタウンのほうは18名、それに対して10人体制というのはすごく差があるような気がするんですけども、ここはどういう感じの運営でこれだけ人数が変わるのでしょうか。

事務局：看護職員については、利用定員によって違いがございます。利用定員が11人以

上の地域密着型通所介護事業所では、専従で1人以上の看護職員の配置が必要ですが、利用定員が10人以下の地域密着型通所介護事業所では、専従の看護職員又は介護職員が1人以上の配置が必要であるという規定でございます。このことから、利用定員が10人以下の地域密着型通所介護事業所では、専従の介護職員が1人配置されていれば、看護職員の配置が必ずしも必要でないということになり、1人と0人の違いが出てきます。また、ケアタウン小平デイサービスセンターの人員体制の特徴ですが、介護職員として、短時間での非常勤職員を多く配置している特徴がございます。このことから、同じ地域密着型通所介護事業所といっても、人員体制に差が出てきます。どちらの事業所につきましても基準を満たした人員体制をとっている事を確認してございます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは、この案件につきましては了承ということによろしいでしょうか。それでは、了承いたします。

(3) 小平市地域包括ケア推進計画平成28年度進捗状況について

〔質疑応答〕

委 員：2ページの一冊下の⑨高齢者交流室運営事業なんですが、ここでは小平第二小学校が出ておりますが、ほかの小学校ではこういった取り組みは、なされていないのでしょうか。あるいは市の方針として、こういったものを拡大するという計画はあるのでしょうか。

事 務 局：こちらの高齢者の交流室事業につきましては、小平の二小だけで行っている事業になります。方向性としては、小学校に今の形でも、交流室というのをふやしていくということは今のところは考えてはございません。ただし、公共施設マネジメントの考え方の中で、今後、公共施設自体を小学校を核として、複合化していこうという考え方がございますので、その中で高齢者の拠点というか、居場所という形での活用というところを視野に入れて考えていきたいと思っております。

委 員：ほかの自治体でもこういった交流が、子どもも高齢者からも非常に喜ばれているというのがたくさん報道されています。もっと積極的に取り組んでもいいんじゃないのかなという気がしているものですから。

委 員：実際には、こういう形の高齢者交流室という形ではなく、それぞれの小学校で高齢者とのかかわりというような事業は、ボランティアの中で行われています、いろんな学校で。それぞれの学校で、私が知っているだけでも、4カ所はありますので、高齢者の方と昔遊びの交流とか、そういうふうな形で定期的に行われているというところがありますので、こういう高齢者交流事業という形ではないです。ただ、子どもと地域の人とか、子どもと、たまたま高齢の方という形で、かかわりを持っているところはもっともっとたくさん、小平市の中ではあると思います。

放課後子ども教室とか、そういうところで連携されているところは、あると思います。小学校19校あるんですけど、全部に子ども教室がありますので、その中の活動内容を見ていますと、高齢者とかかわりなんだなというのが見られますので、こういう形での事業というのはこれ一つだと思いますけど、違う形では交流されているという。

委員：私の認識ではこういった施設をもって二小の交流室のような形でやっているところって、近隣に余りないんじゃないかという気がしていたんですが。これはたしか国からのお金がついてやった事業で、そのときにそんなに継続的に国からお金が来ているような事業じゃなかったと思うんで、ほかは余りないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

事務局：今おっしゃるように、こちらのほうにつきましては、近隣ではこういった形で、要は学校の中に高齢者の施設を入れていくというのですか、作り込んだ形での交流室というのは近隣ではないと認識しております。こちらにつきましては、以前国のほうの補助で、学校の空き教室の活用というのがございまして、それで小平のほうで手を挙げさせていただきまして、学校の中に高齢者の通いの場というのをつくらせていただいたという形になってございます。

委員：先ほどの方と関連するんですけども、今、二小だけが特別というふうな感じになってはおりますけれども、例えば高齢者館のほのぼのさわやか館で両方あるんですが、その両館とも、要するに子どもたちとかかわりというのは持っているわけです。ですから、あえて学校の中に高齢者施設をつくらなくても、各学校でそれぞれの昔遊び等を含めまして、いろんな交流は行われております。子どもたちがやってくる、あるいは高齢者が出かける。さわやか館は最初から子ども広場と、それから高齢者が集うところとちゃんと分けてありますので、常時来ているわけです。そこでの交流というのもありますので、あえて学校の中というのは私は必要じゃないかなというふうに思っております。

会長：ご意見ということでよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

委員：5ページの説明がありましたけれども、一番下の生活支援体制整備のコーディネーターと協議会に関する部分についてですが、第1層の協議会を5回開催した、研究会を何回やったということは書いてあるんですけど、その具体的な内容はわからない、左に事業内容として書かれているのを見ると「日常生活圏域ごと」とあるのでこれは第2層のコーディネーターあるいは協議会のことを言っていると思いますが、第2層の協議会のイメージがもう一つよくわからない、第1層もよくわからなかったんですけども、情報が公開されていないので、わからないですけど、第2層の協議会というのは、どんなイメージなのか、そこに書いてあるところから見ると、かなり実践的な生活支援サービスを提供する、あるいは提供する可能性のあるような人たちがメンバーになるのかなという印象を受け

るんですけど、その辺、メンバー構成等、どういうふうに考えておられるか、もし決まっていればお聞きしたいのですが。

事務局：2層の協議会のほうにつきましては、今2層の生活支援コーディネーターにつきましては、本年の4月から配置をして、活動も始めているところでございまして、今、各圏域ごとにどういった形で協議会のほうを立ち上げていくかというのを、今まさに取り組んでいるところでございまして、今そのイメージを固めているところではございます。考え方といたしましては、生活支援コーディネーターのほうで、その圏域ごとの中で、どういった社会資源があるかとか、あとどういった方がいらっしゃるかとか、あとどういったサービスが必要かというものを掘り起こしをしながら、それでサービスを立ち上げていくためには、どういった方にやってもらうかとか、そのマッチングとかをしていくようなイメージなんですけども、その後方の支援をする形のもが一応協議会という形で位置づけておりますので、その実態に即した形で今委員がおっしゃったような形でやっていただける方とか、そういった方とかというのを一応巻き込んでという言い方はいけないのかもしれないんですけど、取り入れながら、その中で話し合いをしながら、どういった形でサービスをつくっていくかというのを話し合いの場というような形で立ち上げていければなということで、今動いているところでございます。

委員：私の質問は、協議会メンバーというのは生活支援サービスをつくり出すために非常に実践的な活動を議論する方というふうに見ているのですが。サービスをつくるのは別の人、その協議会のメンバーは理論的な話だけする人というのでは前に進まないというか、サービスが実際につくれないうすよね。ここに書いてある内容からすると、総論じゃなくてかなり各論として、この圏域でどういった生活支援サービスをつくっていく必要があるかというようなことを協議すると同時に、自分たちがつくっていくという主体性をもったメンバーが協議会に入るのかな、協議会はかなり主体的というか、実践的なものという感じがするのですがそういう理解でいいでしょうか。

事務局：今、目指しているところはまさに委員がおっしゃっているところでございまして、そういった形で協議会というのもある程度枠組みを余り固めずに、その場に応じた形で、委員というか、協議会の委員を入れて、そこでサービスをつくっていくような場にしたいという形で今動いているところでございます。

委員：今、それを四つの地域包括に二人くらいずつ配置したコーディネーターに任せ切りにするのではなく中央のセンターか、あるいは高齢者支援課が入ってきちんとその辺を議論して、どういった協議会にしていくかとか、それで協議会で何をやるかということについて全体として、基本的な考え方を整理したほうがいいんじゃないかなという印象を受けるのですが、そういうことはされているのでしょうか。

事務局：第1層の生活支援コーディネーターというのが、市内全域を担当という形で置いておきますので、その1層のコーディネーターと2層のコーディネーターが連携をしながら、統一的な考え方をもって、各地域の実情にあった形でのサービスをつくっていくというようなイメージをしております。今、定期的に1層と2層のコーディネーターの連絡会というのも開催をしながら、その辺の情報共有を図っているところではございます。

委員：わかりました。実際には各圏域の具体的にはAさんBさんというコーディネーターがどういうふうにものを考えてやっていくかということにかかるわけですね。

委員：小平市で昨年から、生活支援サポーター養成講座というのが始まりましたよね。それで私はそれを受講させていただきまして、何回かでそういう介護とかではない生活の買い物とか、そういうささやかな支援をする生活サポーターというもの、認定書というか、修了しましたよという修了証をいただきました。その後、宙ぶらりんになるなど思ったのが、ここの今の生活支援のサービスのところで、地域の中にそういうふうな生活サポーターとして養成講座を受けられた方たちの受け皿が各事業所というか、そういうところにいってくださいという形で市から離れているんですね。もう少しそこをやりたい気持ちはあっても、そういうところと市とがリンクをしながら、そういう生活サポーターのような一般人を、役に立てるようにシステムの中にちょっと置くとかというようなことはお考えではないですか。

事務局：今、そこが一番の課題でございまして、やはり地域の中で活動していく方をということで生活サポーターとか、あと介護予防リーダー、その後、認知症の支援リーダーというのを養成をしていっています。ただ、一方で、課題といたしましては、その養成をした人が動ける場、その受け皿というのが、一方で少し足りてないという部分がございますので、それはやっぱり車の両輪という考え方になると思いますので、やっぱり人材を育成をしていく、あと同時にその人が働ける場、活躍ができる場というのを一方で市のほうではやっぱり育てていくというか、場をつくっていくということで今動いているところなんですけど、今まさにそれをやり始めているところではございますので、まだどちらかという養成のほうはちょっと先に進んでしまっておりまして、人はいるんですけども、働ける場というか、特に生活サポーターの場合ですと、基準緩和、小平の独自基準型のところでサービスを提供していただけるということを想定をして養成をしているんですけど、基準緩和の部分の事業所というのが増えていっていない。指定事業所が出てきてはいるんですけど、実際のサービス提供を行っているというのは少ない状況になってございますので、その辺についても今後課題といたしまして、場を広げていきたいというふうには考えているところではございます。

委員：なぜ、受け手がふえないと思いますか。

事務局：そこはまず基準緩和という部分が、やはり今までの介護のサービスの提供のものよりも基準を緩和したものになってございますので、やっぱり報酬がお安いんです。ということになると、なかなか今までの事業所というのは、介護のサービス、もしくは介護予防のサービスの提供をして、その単価で回していくとか、経営をしていくという考え方で、なかなか安い単価のところ、事業所として取り組みましょうというのが、なかなかあらわれてくれないというのが今の現状で、というふうに認識しているところではございます。

委員：このサポーターというのはあくまで事業所に雇用されてそこで働く人を養成するというのをサポーター講座の本来の目的としてやっておられると思うんですけど、それも生活支援と言えるんですけど、生活支援サービスというのは、もっと広く考えているんだと思います。将来的にはNPOとか、市民の、住民の団体だとか、それに近所さんだとか、非常に広い意味での生活支援だと理解しているんですけど、それでよろしいのでしょうか。

事務局：大きくは、一応、基準緩和のサービスを小平の場合、サービスエリアという形でお示しをしていますので、その中で今までだと初任者研修、昔でいうホームペーパー2級の持っている方じゃないと従事できないというのを、そこは緩和をいたしまして、一定の研修を修了したものというのが、サービス従事ができるという形にしておりますので、まずはその部分の人材育成ということを目的にはしていますが、委員がおっしゃったように、あくまで高齢者の方のサービスを提供するという基礎知識を学ぶ場でもございますので、そういったものを持っていれば、ボランティアとかという形でのかわり方というのもできるだろうと。その辺の部分についても視野に入れた形での人材育成というふうに考えているところでございます。

委員：今のボランティアでもというところを視野に入れていきますというところなんですけれども、以前こういう生活サポーターというか、介護度を認定されるまでの間の申請も1カ月とか何カ月、1カ月くらいの間、脳梗塞で動けなくなった、家に帰って身動きができない、買い物もできないという申請がおきるまでの、その1カ月の間の買い物に行ったり、お掃除したりとか料理をつくったりという、何の資格もないボランティアでそういう活動をしたことがあります。その中で、どうしてここの行政とか、そういうところでもう少しかちっとしてほしいと思ったのは、ボランティアで主婦の団体でいくと、情が絡みますから組織的にここまでかというちゃんとルールがきちりできない、情のところ動くと、とても大変なところに行くことがあるなという、もたないなというのを経験したものですから、こういう生活サポーター、小平型というのができたときに、そういう少しでもお役に立つことができることのところを、受け手のところのボランティアであったり、そういう事業所であったりというのをもうちょっと行政というか、頭の

いい人たちで考えていただけると、ありがたいなと思いました。

委員：事業所は高いですが、シルバーは安いんです。ということは、金額だけではなくて、要するに事業所からみえたヘルパーさんというのは、今30分刻みだと思うんですけれども、とにかく30分過ぎたら、ちょっとこれを、あそこまで持って行ってほしいって、それさえも蹴られると、そういう話をよく聞きます。ですから、本当に困っている方には、お金があればシルバーに頼む。だけど、お金がない方はどうしようもないというのが現状だと思うんです。それで、シルバーの会員さんたちというのは、例えば1時間というふうに決められていても、本当にお困りだという様子を見れば、やっちゃうんです。だから、それが高齢者のいいところなのか、組織にはちょっと困るんですけれども、そういうところがあるんですね。ですから、その辺のすき間を本来ですと、行政で何とか、ワンコインじゃないんですけれども、電球の球を一つかえるのに500円出せばいつでも行ってあげられるみたいなことと同じように、ちょっとした買い物であれば、500円でやるよみたいなところがあれば本当にいいなというふうにつくづく思うんです。ですから、事業所さんはいっぱい抱えていらっしゃるから、一日のうちに何軒も回られます。そうすると、もうお一人お一人の1軒1軒のところで、丁寧な対応というのが難しいのですね。それはわかります。もう時間で限られて、次のところへ何時何分に行かなくちゃいけないというスケジュールがありますのでね。その辺が少し緩和されるのがシルバー人材センターなんですね。シルバーだと、一応組織ですから基本給というか、基本があります。それよりも安くということができないものですから、経済的な問題をお持ちの方は、それさえも利用できない。事業所はもちろん利用できない。というところで、今困っているという方をたくさん知っています。だから、何とかしてあげたいけれども、後はもうボランティアでしか対応できないのですね。ボランティア、ボランティアと言っていると、今度センターに登録している身としては、そればかりできないのですね。本当に申し込まれたお客さんのところにも行かなくちゃいけない。こちらではやってあげたいけれども、という、そういう部分がありましてね。

だから、その辺を行政でというふうに私は常々考えているんです。ですけど、それもやっぱり行政としても難しいんだろうなというふうに思いながら、何とかいい方法が見つからないかなというふうに思っています。

委員：事業所間の会議の中で練馬区の話が出たんですけど、練馬区のほうがサポーター講座とか、事業所と行政とが共同で行ったというところで、200人ばかりサポーターが生まれたというところで、そこで行政と事業所が一緒にやることで、サポーターさんも活躍できる事業所に入れたと、そういう成功事例みたいな報告があったんですけれども、そうしたこと等の可能性があるものでしょうか。多分、事業所はいきなり緩和型をやるといっても、確かに安くして無理だよという、逆

に先ほどおっしゃったすき間ですよね。そういったところをサポートさんに活躍していただくとなれば、事業所としてもメリットがあるのではないかなと感じております。

委員：ボランティアでやっていたときはチラシをつくって、それでそういう事業所さんというところに置いて、それでケアマネジャーさんなんかと困りましたという相談に行ったときに、その間こういうのがありますよという、その方が必要であれば紹介をされるということでしたけど。

委員：今、包括支援センターにいらっしゃるケアマネさんと、話し合いながら、そこで必要だっていうふうにケアマネさんが感じられたら、私どものほうにちょっと相談を一緒にしてくれということで行くんですね。そこでいろいろ、どういうことにお困りかということを知って、何をどういうふうに手助けすればいいかということを決める、そういうことも多々あります。ですから、全くやられていないとか、金額だけではなくて、実際に実施されている部分というのもありますので、まんざら全くお金がない人は何もしてもらえないということはないということも申し上げておきたいと思います。

委員：私は生活支援整備を特に持ち出したのは、これから地域包括ケアシステムとか、住みなれた地域で高齢者が長く生活できるようにとかいっても、在宅医療と介護、それから生活支援サービスがきちんと受けられる体制が整わないと、絵に描いた餅になってしまいます。だから、そういう意味で非常に重要なので、介護力が時代とともに減っていくという、そういう時代状況の中でこの生活支援サービスをどうするのかというのが非常に深刻な問題だと思うのです。本気になって体制をつくっていかなければ、地域包括ケアシステムと言っても、きれいごとで終わってしまうということで非常に重要だと私は考えているわけです。

委員：地域型地域ケア会議は、そういった地域での問題点を吸い上げて対応できるように地域の中の人材や資源を吸い上げるという会議ではないのですか。今の地域型地域ケア会議はそうっていないのですか。

委員：地域ケア会議というのは、厚生労働省がやっているのは個別地域ケア会議、そこから始まって、積み上げていくのが本来の地域ケア会議です。もう一つ、地域課題を扱ういわば地域づくりの地域ケア会議が地域課題のための地域ケア会議という2本立てになっているのです。だから、その後のほうの地域ケア会議というのと、今度の生活支援整備の協議会と、どういうふうに関連していくか、その辺もきちんと概念整理をしないと、ぐしゃぐしゃになってしまうと私は見ております。

委員：いわゆる地域型地域ケア会議と協議会との関連、どういうふうに結びついていくのか、参加するメンバーはどうなのかなということを知りたいという感じですね。

委員：ただ、今の地域課題型の地域ケア会議のようなものだったら、生活支援サービス

をつくり出すというのは、今のメンバーでは無理です。だから、そのメンバーの構成がどうなるのかお聞きしたのは、そういう意味からです。地域ケア会議と何かダブったようなイメージで会議がたくさんできて、実践的に前に進まないという懸念を持つわけです。

会 長：この議論は、かなり深いところまでできてしまいまして、尽きないかなというところなので、ご意見ということでよろしいでしょうか。

委 員：結構です。

(4) 国有地における高齢者施設整備事業 事業者公募の結果について

〔質疑応答〕

委 員：こういう事業に取り組む事業所は、東京都内に幾らでもと思うんですが、応募はそんなに少ないのですか。

事 務 局：応募がありました法人につきましては、報告しましたとおり6法人からございまして、今回、山口県に本部がある法人に決定したわけですが、ほかにも関東近辺にございまして、あるいはもっと遠い法人でございまして、いろいろな法人から手を挙げていただいたところではございます。ホームページに載せたりとか、あるいは東京都のホームページに載せていただいたりとか、あるいは新聞の載せていただいたりとか、そういった形での広報ではございましたが、全国津々浦々から、申し込みあるいはお問い合わせがありました。当然、本部が遠い法人がございまして、その辺の連携というところはこちらも注意してまいりますので、選ばせていただいた法人はかなり意欲的に取り組んでいただけると期待してございますので、ぜひよりよい施設にさせていただきたいと考えております。

(5) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議について

〔質疑応答〕

委 員：参加機関で、民生委員が4人、自治会が5人となっておりますが、これは参加対象者何名中何人なんでしょうか。私は少ないなと思うんですけども。

会 長：どのくらいの割合の方に参加いただいたのかということでしょうか。事務局、お願いいたします。

事 務 局：今回の5月のけやきの郷の地域ケア会議なんですけれども、自治会長さんであるとか、民生委員の方、年度でメンバーが変わったりするところもあるので、その最初の顔合わせ的なところが趣旨のものでございます。民生委員さんにつきましては、お声がけをさせていただいて、全員必ず出席することを想定したような会議では、ものではございません。自治会については市内で370くらい、大小を含めて自治会がある中の割合でいくと、相当低いところではあるんですけども、日ごろから民生委員さんを通してお声がけをさせていただいている中でご参加いただいているのが、この自治会数となっているところでございます。

委員：特にこだいら西地区の会議では、最初に開催するときには地域に出向いて自治会長を考えてもらい自治会長の家を訪問しました。今度こういうのをやりますからという動きを知らせることが大事じゃないかなと思うんです。要は通知だけはして、来てもこなくても何も関係ないというのは良くない。行政のほうも開催するからにはそれなりの地域の情報が欲しいでしょうし、生きた地域づくりを考えていくと、絶対に多くの参加が必要なんですよね。地域のことを考えたら全自治会長が参加して当たり前だというくらいには僕は思います。だから、もっと積極的に参加するように働きかけをお願いしたいなというふうに思います。それから、主な発言、意見の中で一番下のところに「自治会がないところ、加入していない世帯に情報が行き渡っていない」とありますが、これも手をこまねいてはいけないんじゃないかと。というのは、先ほどから地域型地域ケア会議の大切さを、申し上げてますが、地域の人的資源を個人的な活動家も含めて、その存在の情報を入手して、そういう皆さんに相談すれば、自分が回ってあげるよというような人がいると思うんですね。そういう、何か丁寧な掘り起こしというのを、ぜひ努力してほしいなというふうに思っています。

事務局：少しでも多くの方に参加いただけるようにということで、先ほど話題に挙がった第2層の生活支援コーディネーターが配置されたことで、会議の開催にかかわらず、地域で重要な存在でございます自治会さんと日ごろのつき合いが少し密になってくる中でも、ちょっとでも多くご参加いただけるようにつながらないかなという視点をもって取り組ませていただいております。2点目の自治会がないところを加入していない世帯について、市としましても非常に問題としては重く受けとめさせていただいております。先ほどの地域包括ケア推進計画の進捗状況でも少し触れました広報誌の発行、年に1回地域包括支援センターの案内というのは、もう市内全戸配布をさせていただいておりますが、それでもなお行き届かないところがあるというのは毎年いただいているところですので、何かうまく情報が行き渡ったり、何かあったらまず地域包括支援センターに声をかけてもらえるような周知方法というのは、引き続き検討してやっていきたいと考えております。

委員：けやきの郷がカバーしているのは西圏域ですよね。そうしますと、民生委員児童委員4名って書いてあるけど、西圏域をカバーする民生委員は20人くらいはいるのではないのでしょうか。

委員：けやきの郷にかかわっているのは23名です。

委員：それから実際の自治会の数は自治会5名と書いてあるのは、自治会関係の人が5人来ましたということですか、それとも5団体ということですか。

事務局：一つの自治会から複数名行っている団体が1団体で5名がだったかなと。

委員：自治会も西圏域で相当数ありますよね。

事務局：地区だけで言うと、100前後というか超える数があります。

委員：そうですね。こういうことをやっているということをおもんに声をかけているのですか。全自治会長宛にこういう会議を、こういう趣旨でやっていますということで、参加依頼を出しているのか、それとも非常に近くにいる顔を知っている民生委員とか、自治会長に声をかけているにとどまっているのでしょうか。

事務局：けやきの郷さんの開催については、民生委員さんを通して自治会長に声をかけてもらっているというふうに聞いていますので、その日ごろからつき合いのあるところだけしか声をかけていないというわけではございません。

委員：組織を通じて依頼するのではない、民生委員の個人レベル。

事務局：個人情報絡みで地域包括支援センターには市のほうから直接自治会長の連絡先というのをお伝えできてない状況なんですけれども、民生委員さんにはお伝えしているんですね。そこで自治会長さんに声をかけてくださいということで、けやきの郷から、民生委員を通じた参加のお願いをしているというふうに把握しております。

委員：地域ケア会議自体が人数枠がある程度あるんじゃないですか。それで、民生委員のほうにも全員にはお声がかかっていませんので、何人かは出るという形です。全体には協議会のほうにこの地域ケア会議の案内は来ているわけですね。そして、そこから、何名かということで、恐らく代表会長は出ていると思うんですけど、それから一地区から何名、そして3地区から上水本町の一部がやはりけやき圏域ですので、そちらに1名という形です。

委員：代表参加はそれなりにいいと思うんですけども、そこでなされた会議の情報は出席しなかった民生委員の皆さんにも流れているんですか。

委員：一地区の場合は、けやきの郷と連携ができていますので、全員と要するに包括支援センターとの地域交流会があつて、それでそこにけやきの郷との連携があつて、年に何回か、それも行われていますね。その地域ケア会議そのもののことの連携ではないとは思いますが。ただ、別の意味での連携は、これは各地区に行われています。ですから、けやきの郷以外でも、小川ホームであったり、健成苑であったり、それから多摩済生であったり、という、そういうふうになぞの圏域の中で民生委員との会議は開かれていますね。年にそれが最低でも2回はやるよふにというふうなのが指導じゃないですけど、ずっと続いておりますが。

委員：現状の地域ケア会議では生きたものになかなかできないなというふうにおもいますね。

委員：ですから、先ほど質問があつた協議会との絡みの中で、例えば実際に生活支援を担当するという形になつたときには、どちらかという、これは広くお互いの情報交換という形だと思ふんですね。地域ケア会議そのものは、それではなくて、今度生活支援にかかわる協議会というのは、また別の形になるんじゃないかなと私は思ふます。

(4) 総合事業の事業者指定状況について(資料6)

[質疑応答]

なし

5 閉会